

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他（ 複数棟の場合は、それぞれ〇〇造、〇階建、〇〇㎡、合計〇〇㎡と記載 ）		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☒ その他 敷地境界との最短距離 約 1 m （ 児童公園 ） その他（ 住宅密集地 現場周辺の状況、交通量の多少、周辺民家の状況等を具体的に記載 ）		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他（ 隣地の使用必要 ）	隣地使用の承諾済、道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☐ 有（ ） ☒ 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他（ 大型車通行不可 ）	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出 不十分の場合、具体的な対策を記載 交通規制の状況などを記載	
	残存物品	☒ 有（家具、家電品（エアコン・冷蔵庫等）） ☐ 無	タンス等や家庭用電気製品の有無を記載	
	特定建設資材への付着物（石綿以外）	☐ 有（ウレタン系断熱材、石綿を含まない仕上塗材等） ☒ 無	石綿含有物以外の付着物の有無を記載	
	他法令関係	石綿（大気汚染防止法・労働安全衛生法石綿則）	☒ 有 特定建設資材への付着（ ☐ 有 ☒ 無 ） ☐ 無 ☐ 飛散性（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆等） ☒ 非飛散性（石綿を含有する成形板・仕上塗材等）	☒ 事前調査結果の発注者への書面交付・説明 ☒ 事前調査結果の諸官庁への報告 事前調査の実施等は法令要件となります。 ☐ 石綿に関する諸官庁への届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） ☒ 石綿の適正処理の実施 飛散性・非飛散性に関係なく適正処理が必要です。
		石綿有の場合		
		フロン（フロン排出抑制法）	☐ 有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫のうちフロン類が使われているもの） ☒ 無	☒ 事前確認結果の発注者への書面交付・説明 ☐ フロン類使用機器の適正処理の実施 事前確認の実施等は法令要件となります。
	その他 PCB使用機器	☐ 有（ ） ☒ 無	☐ PCB使用機器の適正処理の実施	
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）	
②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ 作業に危険が伴う ）	
③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
⑤その他（ ）		その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合は理由を記載してください。 不可の場合の理由（ 建物の構造上、取り外しができないため ）		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン 特定建設資材を含む全ての建設資材の量を記載		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☒ コンクリート塊	25 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		☒ 建設発生木材	10 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
（注）①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				
主任技術者（監理技術者）又は技術管理者の保有資格（ 2級建築施工管理技士 ）				

※第一種特定製品については、銘板等の他、機器のメーカー（ホームページ）や販売店に問い合わせることで確認することができます。

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☒ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 30 年、棟数 1 棟 その他（ 複数棟の場合は、それぞれ〇〇造、〇階建、〇〇㎡、合計〇〇㎡と記載 ）		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☒ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 敷地境界との最短距離 約 1 m その他（ 〇〇駅前 現場周辺の状況、交通量の多少、周辺民家の状況等を具体的に記載 ）		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他（ 隣地の使用必要 ）	隣地使用の承諾済、道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☐ 有（ ） ☒ 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他（ 大型車通行不可 ）	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出 不十分の場合、具体的な対策を記載 交通規制の状況などを記載	
	残存物品	☒ 有（家具、家電品（エアコン・冷蔵庫庫内）等） ☐ 無	タンス等や家庭用電気製品の有無を記載	
	特定建設資材への付着物（石綿以外）	☒ 有（ウレタン系断熱材、石綿を含まない仕上塗材等） ☐ 無	石綿含有物以外の付着物の有無を記載	
	他法令関係	石綿（大気汚染防止法・労働安全衛生法石綿則）	☒ 有 特定建設資材への付着（ ☒ 有 ☐ 無 ） ☐ 無	☒ 事前調査結果の発注者への書面交付・説明 ☒ 事前調査結果の諸官庁への報告 事前調査の実施等は法令要件となります
		石綿有の場合	☒ 飛散性 （吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆等）	☒ 石綿に関する諸官庁への届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） ☒ 石綿の適正処理の実施 飛散性・非飛散性に関係なく適正処理が必要です。
			☐ 非飛散性 （石綿を含有する成形板・仕上塗材等）	
	フロン（フロン排出抑制法）	☒ 有（業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫のうちフロン類が使われているもの） ☐ 無	☒ 事前確認結果の発注者への書面交付・説明 ☒ フロン類使用機器の適正処理の実施 事前確認の実施等は法令要件となります。	
	その他 PCB使用機器	☒ 有（ 蛍光灯安定器 ） ☐ 無	☒ PCB使用機器の適正処理の実施	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☒ その他（ 上の工程における ① → ③ → ④ の順序 ） その他の場合の理由（ 屋根ふき材が無いため ）		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☒ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由（ 不可の場合は理由を記載してください。 ）		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		1.100 トン 特定建設資材を含む全ての建設資材の量を記載		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		☒ コンクリート塊	950 トン	☐ ① ☐ ② ☒ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	☒ 建設発生木材	80 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
（注）①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				
主任技術者（監理技術者）又は技術管理者の保有資格（ 1級建築施工管理技士 ）				

※第一種特定製品については、銘板等の他、機器のメーカー（ホームページ）や販売店に問い合わせることで確認することができます。

記載例

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄からなる建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他 (幹線道路(国道)沿い、交通量多い)		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☒ その他 敷地境界との最短距離 約 2 m (保育園) その他 (現場周辺の状況、交通量の多少、周辺民家の状況等を具体的に記載)		
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容 能力等ではなく、機器の銘板、シールに「第一種特定製品」の記載があるものが該当する※		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他 ()	道路使用許可を取得 不十分の場合、具体的な対策を記載	
	搬出経路	障害物 ☒ 有 (未舗装) ☐ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他 (大型車通行可能)	敷鉄板設置により工事用道路の確保 交通整理員の常駐 交通規制の状況などを記載	
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)(石綿以外)	☐ 有 (ウレタン系断熱材、石綿を含まない仕上塗材等) ☐ 無	石綿含有物以外の付着物の有無を記載	
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・労働安全衛生法石綿則) ☒ 無	☐ 事前調査結果の発注者への書面交付・説明 ☐ 事前調査結果の諸官庁への報告 事前調査の実施等は法令要件となります。	
	石綿有の場合	☐ 飛散性(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆等) ☐ 非飛散性(石綿を含有する成形板・仕上塗材等)	☐ 石綿に関する諸官庁への届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 石綿の適正処理の実施 飛散性・非飛散性に関係なく適正処理が必要です。	
	フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有 (業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無	☐ 事前確認結果の発注者への書面交付・説明 ☐ フロン類使用機器の適正処理の実施 事前確認の実施等は法令要件となります。	
その他				
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	④屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無		
	⑥その他(仮設)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無		
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	10 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊	2 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
		☒ 建設発生木材	10 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☒ ⑥
	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考 主任技術者(監理技術者)又は技術管理者の保有資格 (1級建築士)				

※第一種特定製品については、銘板等の他、機器のメーカー（ホームページ）や販売店に問い合わせることで確認することができます。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）	
工事の種類		☐ 新築工事 ☒ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他（ ）	
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄からなる建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他（ ）	
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他 敷地境界との最短距離 約 3 m その他（ 幹線道路(県道)上での工事、交通量多い ）	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他（ 現道上における工事 ）	道路占用許可済、道路使用許可済
	搬出経路	障害物 ☐ 有（ ） ☒ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他（ 現道上のため支障なし ）	交通整理員の常駐 交通規制の状況などを記載
	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）（石綿以外）	☐ 有（ ） ☒ 無	石綿含有物以外の付着物の有無を記載
	他法令関係（解体・維持・修繕工事のみ）	☐ 有 特定建設資材への付着（ ☐ 有 ☐ 無 ） ☒ 無	☒ 事前調査結果の発注者への書面交付・説明 ☒ 事前調査結果の諸官庁への報告 事前調査の実施等は法令要件となります。
	石綿（大気汚染防止法・労働安全衛生法石綿則）	☐ 有 特定建設資材への付着（ ☐ 有 ☐ 無 ） ☒ 無	☐ 石綿に関する諸官庁への届出（大防法、労働安全衛生法・石綿予防規則） ☐ 石綿の適正処理の実施 飛散性・非飛散性に関係なく適正処理が必要です。
	石綿有の場合	☐ 飛散性（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆等） ☐ 非飛散性（石綿を含有する成形板・仕上塗材等）	
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（解体工事のみ）
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序（解体工事のみ）		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		☒ コンクリート塊	10 トン ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☒ アスファルト・コンクリート塊	230 トン ☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			
主任技術者（監理技術者）又は技術管理者の保有資格		(2級土木施工管理技士)	

□欄には、該当箇所に「レ」または■を付すこと。